

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年7月22日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区 ArcGIS Enterprise 環境構築及びデータ搭載業務委託

(2) 業務内容

世田谷区が調達する ArcGIS ライセンス (ArcGIS Enterprise) を用いて、庁内で ArcGIS Enterprise が利用できる環境を構築し、区が指定したデータを搭載すること等とする。具体的には以下のとおり。

プロジェクト管理

WebGIS 要求分析

(既存の庁内地理情報システムについて現状分析、庁内で ArcGIS Enterprise を利用する上での基本的な考え方の整理及び職員向けガイドブックの作成)

ポータルセットアップ

基本データ搭載 (白地図、航空地図、アドレスマッチングデータ (住所辞書))

WebGIS 構築 (ポータル構築、地図データ搭載、アプリ設定)

データ搭載手順マニュアルの作成

WebGIS 管理者向けマニュアルの作成及び研修の実施

作業報告書作成

(3) 履行期間

令和4年10月上旬から令和5年2月28日まで

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項 (同令第167条の11第1項において準用する場合も含む) の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (4) 会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) ISO/IEC 27001またはJIS Q 27001の評価基準である「情報セキュリティ

イマネジメントシステム（I S M S）適合性評価制度」認証を受けていること。

（7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。

（8）平成29年度以降、特別区、都道府県または政令指定都市において、同種かつ類似業務を受託した実績を有すること。（実績の例：「令和〇年度にA自治体で同種業務を受託した実績あり、令和 年度にB自治体で類似業務を受託した実績あり」は可）

なお、業務実績は、提案提出者の実績のみとし、提案提出者の属する会社の他の支店等の実績は含まれない。

「同種業務」：特別区、都道府県または政令指定都市において、庁内GISの構築または運用保守業務を受託した実績

「類似業務」：特別区、都道府県または政令指定都市において、ArcGISのライセンス調達または運用保守業務を受託した実績

本項目におけるArcGISのライセンスは、Enterprise以外のライセンスも含むものとする。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

（1）提案全体を通しての説得力、わかりやすさ（資料編集・提示能力の高さ）

（2）各業務における実施手法の具体性、的確性、スケジュールの妥当性、区の負荷軽減に向けたアイデア等

（3）本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性

（4）事業者及び業務責任者や主従事者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等

（5）特定テーマ「ArcGIS Enterpriseを活用したEBPMの推進について」に対する提案内容に説得力、実現性があるか。着眼点、問題点、方向性、解決方法等が的確に提案されているか。

（6）見積価格の妥当性

5 手続等

（1）担当課

〒154-0016

東京都世田谷区弦巻2丁目23番1号 世田谷区事務センター1階

世田谷区DX推進担当部DX推進担当課

電話：03-3439-1511 ファクシミリ：03-3439-2541

（2）説明書兼提案要求仕様書の交付期間及び交付方法

交付期間

令和4年7月22日（金）から令和4年8月5日（金）午後5時まで

交付方法

世田谷区ホームページ（DX推進担当課ページ）からダウンロード

（トップページ下部「組織一覧」>「DX推進担当部」>「DX推進担当課」>「お知らせ」>「世田谷区 ArcGIS Enterprise 環境構築及びデータ搭載業務委託事業者を募集します」）

（3）参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限

令和4年8月5日（金）午後5時まで（必着）

提出場所

5（1）に同じ

提出方法

別途指定する様式に必要事項を明記し、持参して提出すること。

土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

（4）提案書及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限

令和4年9月2日（金）午後5時まで（必着）

提出場所

5（1）に同じ

提出方法

持参して提出すること。

提案書及び見積書(正本・副本)はPDF形式で保存し、後日、区が通知する「招請通知」において指定するメールアドレス宛てに提出すること。

6 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金

免除

（3）契約書作成の要否

要

（4）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有（ArcGIS Enterpriseの庁内利用にあたっての運用サポートに関する契約）

（5）関連情報を入手するための紹介窓口

5（1）に同じ

（6）費用負担

参加申込書及び提案書の作成並びに提出に係る提案提出者の費用については、世田谷区では一切負担しない。

（7）提出物の取扱い

本選定の過程において提案提出者から提出された資料等については返却しない。

(8) 透明性、公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(9) 契約

事業者選定後、世田谷区と選定事業者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。

(10) 事業詳細

詳細は説明書による。